

月次報告レポート (2019年2月)

中央大学法学研究科
博士後期課程2年
白瑞

一、研究内容について

児童虐待事例の分析(その二)

②「事例2」2004年河北省児童虐待事件

ア、事件の概要:

子どもAは13歳の中学一年生である。Aが11歳のときに、父母が感情の破綻によって離婚した。離婚時、父XがAを養育し、母は養育費を支払わないとする協議をした。Aは、Xと一緒に生活する間に、Xから度重なる身体的暴力を受けた。2004年冬休みのとき、Xの暴力から逃げようと思って、Aは母のところに一時的に泊まった。新学期が始まる頃、Xは再びにAに対して暴力を振るった。その夜、Aが隣人の家に泊まり、恐怖を感じて家に帰りたくないと考え、Aは母と一緒に生活したいと主張したが、母は、住所がないため拒否した。母はXからの家庭内暴力(DV)に対して恐怖を感じ、Xとの面会を拒否したが、Xを訴えることはできなかった。

その後、Aは当地の婦女連合会に救助を求めたが、父母双方はどちらも出頭しなかった。Aは家に戻りたい気持ちが非常に強くなり、法律援助センターにも救助を求めた。熱心な弁護士がAを連れて人民法院に訴訟を起こしたが、子ども本人は親を訴えることができないため、原告の不適格を理由として、申立ては受理されなかった。しかし、弁護士は諦めずに人民法院にケースの事情を説明し、最終的には人民法院院長の許可を得て、ようやく受理された。

イ、事件の分析:

事例2においては、離婚後、子どもが実父からの身体的虐待を受け、実母と生活したいため、養育権の変更訴訟を起こしたケースである。本件における児童虐待の法的対応とは、養育権の変更訴訟を活用して、虐待親から子どもを直接に養育する権限を奪えるということである。本件は、特殊な事例だと思われる。本来、養育権の変更を訴える権利は、別居親である母にある。しかし、本件は、人民法院の例外的な対応によって未成年者自身が原告になり、父を訴えることができるようになった。これは、原則的に未成年者に固有の訴訟権利を認める事例ではない、単なる人民法院による特例である。私見としては、母親の監護意向と能力が疑わしいので、監護権の剥奪訴訟を申請して父から監護権を剥奪した上で、子どもの監護に最もふさわしい新監護人を指定するべきであったのではないかと考えている。本件のポイントとは、弁護士が子どもの代理人になり、子どもを代表して親を訴えていることであると思われる。要するに、児童虐待事件における最終的な手段として、子どもが弁護士を通じて、自分の利益を守ることであり得る。

二、生活について

春休みに入ってから、新しい論文の作成に向けて、資料の検索と収集に専念しました。また、研究プログラムの判例解説原稿を修正し、最終原稿を提出しました。月一回に研究プログラムの研究会にも参加して、社会福祉専門や法律専門の先生方から実務の状況などをいろいろ聞くことができました。家族法に限らず、児童虐待防止に関わる各分野のお話がありますので、大変勉強になりました。今月末の研究会では、社

会福祉専門の先生が外国ルーツを持つ子どもの支援を話しましたので、自分もこの課題に関心を持ち始めました。これから、日本語がわからない外国労働者とその家族がどんどん増えてきて、しっかり支援体制を整わないと、孤立状態になりやすく、貧困や情報の孤立などが児童虐待に繋がるかもしれません。今後もこの課題を注目していきたいと思います。